

甲佐町 DX 推進計画

熊本県甲佐町

2025 年(令和 7 年) 4 月

目次

| | |
|--|---|
| 第1章 甲佐町 DX 推進基本方針 | 1 |
| 1.計画策定の目的 | 1 |
| 2.計画策定の背景 | 1 |
| (1) 社会情勢の変化 | 1 |
| (2) 自治体 DX 推進計画 | 2 |
| 3.計画の位置づけ | 3 |
| 4.計画の期間 | 3 |
| 5.計画の基本方針 | 4 |
| 6.計画の推進体制 | 4 |
| 第2章 DX に向けた取組（実施計画） | 5 |
| 1.デジタル活用による行政サービスの向上 | 5 |
| (1) 自治体フロントヤード改革の推進 | 5 |
| (2) 行政サービスのデジタル化の推進 | 5 |
| 2.庁内業務の効率化の推進 | 6 |
| (1) BPR(業務改善)の取組の徹底 | 6 |
| (2) 業務の省力化、効率化を図るデジタル環境の整備 | 6 |
| 3.デジタル基盤整備 | 7 |
| (1) 業務基盤の整備 | 7 |
| (2) 情報セキュリティ対策・体制の強化 | 7 |
| 4.くらし・産業の DX の推進 | 7 |
| (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル 実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 | 7 |
| (2) 地域防災・防犯体制の強化 | 7 |
| (3) 地域ライフラインの維持 | 8 |
| (4) デジタルデバイド・各世代向け教育の実施 | 8 |
| 用語解説 | 9 |

第1章 甲佐町 DX 推進基本方針

1.計画策定の目的

令和2年12月25日、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されると共に総務省において「自治体 DX 推進計画」が策定され自治体が重点的に取り組むべき事項・取組が明示されました。

翌年5月には、デジタル改革関連法が成立。関連法の一つであるデジタル社会形成基本法には、「地方公共団体は、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されました。

さらに令和5年6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、前述のビジョンは、デジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

ビジョン実現のため住民に身近な行政を担う基礎自治体の役割は極めて重要となっており、市区町村は、デジタル化の取り組みを推進していく必要に迫られています。

このようなことから本町では、自治体DX※1を推進していくための「甲佐町DX推進計画」を策定し、実行していくこととします。

計画実行にあたっては、行政手続のオンライン化やスマートフォン等を利用したシステムの導入など、デジタル技術を活用して、町民・来訪者の利便性を向上させる町民・来訪者目線の行政サービスを提供していきます。

また、行政においては、情報システムの標準化・共通化※2に速やかに対応し、AI※3やRPA※4などのデジタル技術導入により職員の業務効率化を図り、持続的かつ発展的に住民サービスを提供し続けられる環境の構築に取り組みます。

さらに、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル実装の取り組みの推進および地域社会のデジタル化に取り組みます。

このようにデジタル技術の活用により、新しい社会に対応し、町民の満足度を向上させること、職員の業務を効率化させること、地域社会の活性化が本計画の目的です。

2.計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

人口減少・少子高齢化社会の到来は、経済の成長力はもとより、社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与えています。

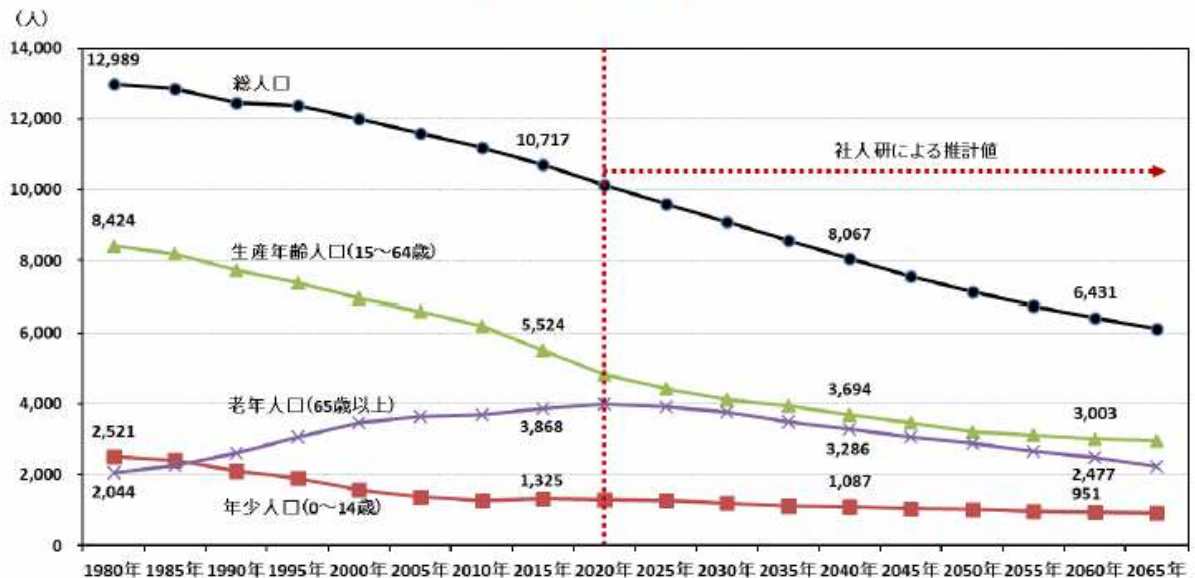
本町も例外ではなく、生産年齢人口は、令和2年（2020年）に4,836人（総人口10,122人における割合47.8%）であったのが、令和27年（2045年）には3,460人（総人口7,567人における割合45.7%）に減少することが国立社会保障・人口問題研究所により推測されています（下図参照）。

このことから、人口維持に向けた取り組みを行うと共に、行政サービスを維持していくには、積極的なデジタル技術の導入による業務の効率化、そして、働き方改革が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症対応について、全国の地域・組織間で横断的なデータが十分に活用できていないなど、様々な問題が明らかになったことにより、国全体でこうしたデジタル化の遅れに迅速に対処していくことが求められています。

このような背景から、国や県の方針や助言を踏まえ、本町がDXで取り組むべき事項や時期を具体化し、町民の理解を得ながら着実かつ迅速にDXを進めるため、甲佐町DX推進計画を策定します。

■年齢3区分別の人口推移■



| | | 実績値 | 推計値 | | | | | | | | | |
|-----------|----------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 | 2065年 |
| 人口 (人) | 総人口 | 10,717 | 10,122 | 9,608 | 9,088 | 8,576 | 8,067 | 7,567 | 7,131 | 6,759 | 6,431 | 6,113 |
| | 年少人口 (0~14歳) | 1,325 | 1,289 | 1,265 | 1,202 | 1,132 | 1,087 | 1,047 | 1,014 | 982 | 951 | 920 |
| | 生産年齢人口 (15~64歳) | 5,524 | 4,836 | 4,418 | 4,118 | 3,952 | 3,694 | 3,460 | 3,222 | 3,104 | 3,003 | 2,964 |
| | 老年人口 (65歳以上) | 3,868 | 3,997 | 3,925 | 3,768 | 3,492 | 3,286 | 3,060 | 2,896 | 2,673 | 2,477 | 2,228 |
| 割合 (%) | 年少人口割合 (0~14歳) | 12.4 | 12.7 | 13.2 | 13.2 | 13.2 | 13.5 | 13.8 | 14.2 | 14.5 | 14.8 | 15.1 |
| | 生産年齢人口割合 (15~64歳) | 51.5 | 47.8 | 46.0 | 45.3 | 46.1 | 45.8 | 45.7 | 45.2 | 45.9 | 46.7 | 48.5 |
| | 老年人口割合 (65歳以上) | 36.1 | 39.5 | 40.9 | 41.5 | 40.7 | 40.7 | 40.4 | 40.6 | 39.6 | 38.5 | 36.4 |

資料：2015年（平成27年）までは国勢調査実測値、2020年（令和2年）以降は社人研推計値

(2) 自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）

自治体DX推進計画では、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省および関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていくことを示しています。

【自治体DXの重点取組事項】

- ① 自治体フロントヤード改革※5の推進
- ② 自治体の情報システムの標準化・共通化

- ③ 公金収納における eLTAX^{※6} の活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体の AI・RPA の利用推進
- ⑦ テレワーク^{※7} の推進

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルデバイド^{※8} 対策
- ③ デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- ① BPR^{※9} の取組の徹底
- ② オープンデータ^{※10} の推進・官民データ活用の推進

3.計画の位置づけ

甲佐町 DX 推進計画は「甲佐町総合計画」および「まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」を下支えし DX により推進する補完計画です。

4.計画の期間

甲佐町 DX 推進計画は令和 7 年度から令和 9 年度までを計画期間として実施します。

令和 10 年度以降も「甲佐町総合計画」・「まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略」との調整を図りながら DX 推進の継続を図ります。

なお、計画の期間内であっても、社会情勢の変化等で計画の変更が必要な場合は、随時計画を見直すものとします。

| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|--------------------------------|----|----|----|----|--------------------------------|----|-----|-----|-----|
| 第 7 次甲佐町総合計画 【基本構想】 | | | | | | | | | |
| 前期基本構想 | | | | | 後期基本構想 | | | | |
| 第 2 期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略 | | | | | 第 3 期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略 | | | | |
| | | | | | 甲佐町DX推進計画 | | | | |

5.計画の基本方針

住民や来訪者一人ひとりが豊かさを実感できるまちを実現するために、デジタル技術やデータを活用し、

- ① 住民や来訪者など甲佐町に関わる全ての関係者の利便性を向上させる。
- ② 庁内業務の効率化を図り行政サービスのさらなる向上につなげる。
- ③ ①、②に必要な基盤整備や構築を行う。

これらを進め、町の課題解決と災害予測や対策、暮らしに役立つ仕組みを構築し、地域の活性化を図る。

甲佐町 DX 推進計画にて①～③を体系的に整理し、取組事項やその手順など、どのように進めていくかを明文化し、計画の推進を図ります。

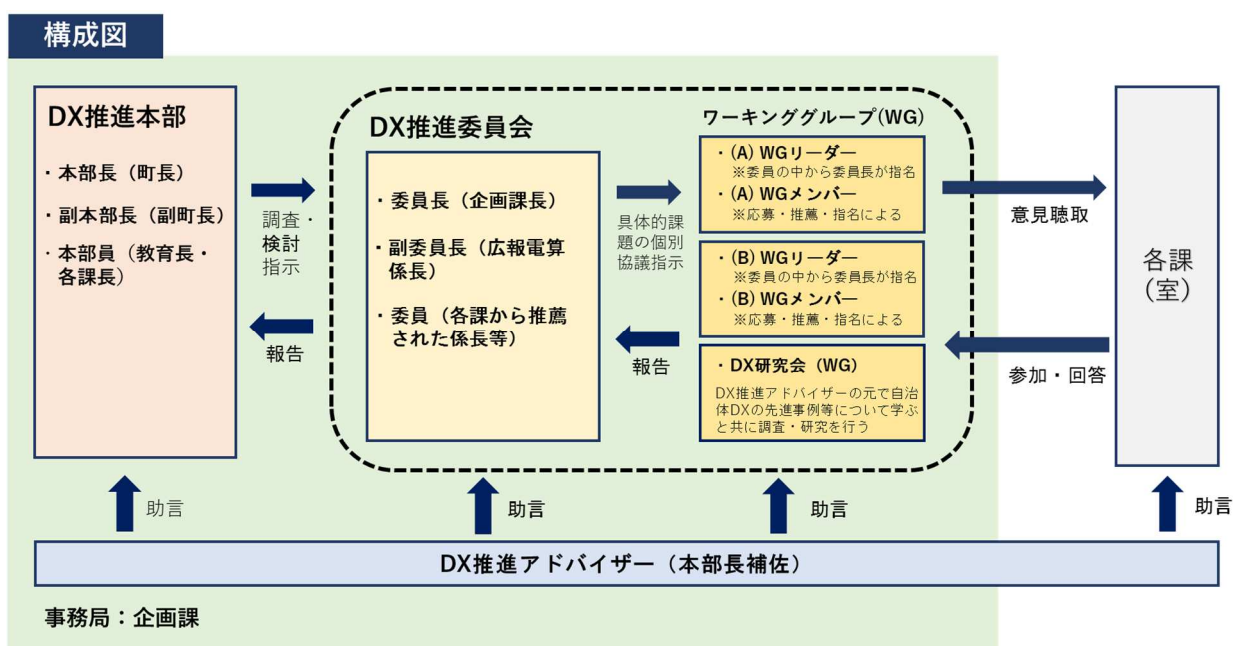
6.計画の推進体制

本計画は、町長を本部長として構成する「甲佐町DX推進本部」を設置し、全庁横断的に情報共有や事業検討を行いながら推進していきます。

また、本計画を適切かつ円滑に進めるためには、実際の業務プロセスや現場の課題を把握し、熟知している各業務担当部門の知見が欠かせないため、「DX推進委員会」を設置し、各委員と担当課(室)およびワーキンググループ※11(WG)が連携し、主体性を持って進めていきます。

さらに、専門的知見からの助言ができる外部人材の活用や内部のデジタル人材育成に関する国の支援も積極的に活用し、計画推進における体制も強化していきます。

本部および委員会の庶務、各担当課(室)およびワーキンググループ(WG)の施策立案・検討に必要な情報の展開の事務局を企画課が担い、各委員と連携しながらDX推進を図ります。



第2章 DXに向けた取組（実施計画）

1. デジタル活用による行政サービスの向上

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|-------|----|
| 個別施策 | 「書かない」窓口 | | 検討 | 導入・運用 | |
| | 「待たない」窓口 | | 検討 | 導入・運用 | |
| | マイナポータル※12を活用したオンライン手続き | | 検討 | 運用 | |
| | キャッシュレス決済※13 | | | 導入・運用 | |
| 事業概要 | セミセルフレジ※14の導入による窓口手数料支払い業務の効率化、デジタルを活用した住民との接点の多様化・充実化、データ対応の徹底、改革による人的・空間的リソースの最適配置により、自治体フロントヤード改革を推進し、「書かない」「待たない」窓口を実現することで、住民サービスの充実と利便性の向上を図ります。 | | | | |

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|-------|
| 個別施策 | 行政情報の伝達手段・申請窓口の多重・多様化 | | 検討 | 検証 | 導入・運用 |
| 事業概要 | 住民に行政情報や防災情報をわかりやすく提供するために、ホームページのリニューアルやAIチャットボット※15の導入、SNS※16等の活用を検討します。また電子申請など住民のライフスタイルに合わせた申請窓口の多重・多様化を図ります。 | | | | |

(2) 行政サービスのデジタル化の推進

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|----|
| 個別施策 | 公金収納におけるeLTAXの活用 | | 検討 | 実施 | |
| 事業概要 | 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の公金を、インターネットを利用し納付を可能にするために、eLTAXの利用活用を進めます。 | | | | |

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | マイナンバーカードの普及促進・利用促進 | | | 実施 | |
| 事業概要 | マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン申請や健康保険証、運転免許証など、活用場面が拡大していく中で、マイナンバーカードを保有するメリットを周知するとともに、それぞれの住民の方のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備を推進します。 | | | | |

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | オープンデータの推進 | | | 検討 | |
| 事業概要 | 町で有しているデータをインターネット上に公開し、編集、加工、分析等の各段階を通じて、地域の課題解決等に繋がるようオープンデータの整備を検討します。また、視覚的に分かりやすい「地図」を用いて行政情報を見る化することで、住民や事業者の利便性を図るため、統合型GIS※17の活用を検討します。 | | | | |

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|-------|----|
| 個別施策 | 母子保健業務のデジタル化 | 検討 | 導入 | 導入・運用 | |
| 事業概要 | 母子健康手帳を電子化し、乳幼児の予防接種・健診業務等の母子保健業務のデジタル化を進めることで、子育てをする住民の利便性の向上と母子保健業務の効率化による職員の負担軽減を図る。 | | | | |

2. 庁内業務の効率化

(1) BPRの取り組みの徹底

| 項目 | | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | 業務見直し | | | 実施 | |
| | デジタル人材※18の育成 | | | 実施 | |
| | 現役世代のスキルアップの実践 | | | 実施 | |
| 事業概要 | 業務プロセスの見直し（BPR）を行った上でデジタル技術を導入することで、効果的・効率的な行政運営を進めていきます。そのうえで、外部人材による研修や各種団体が実施するセミナー等の周知、デジタル技術に関する情報提供、職員アンケートの実施などを行います。また研修の実施や各種ツールの操作説明会を行い、職員の能力向上を図るとともに、パソコン操作や情報セキュリティ遵守に関する支援を行います。 | | | | |

(2)業務の省力化、効率化を図るデジタル環境の整備

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|-------|-------|-------|
| 個別施策 | 自治体のAI・RPAの利用推進 | | 検討 | 検証・判断 | 導入・運用 |
| 事業概要 | フロントヤード改革、情報システムの標準化・共通化による業務見直し等を契機に、対象の業務を洗い出し、AIやRPAの実証実験を行い導入・活用の判断を行います。 | | | | |
| 個別施策 | グループウェア※19の導入 | | 検討 | | 導入・運用 |
| 事業概要 | ・勤怠管理・時間外申請・給与計算等事務・電子決裁(東議)・庁内施設、公用車、物品等の予約・スケジュール管理・人事情報などを統合的に管理できるグループウェアを導入・構築することで、庁内業務の電子化によるペーパーレス化、人的事務処理ミスの抑止、組織内の情報共有の円滑化、決裁の迅速化など庁内業務の効率化を図ります。 | | | | |
| 個別施策 | ビジネスチャット※20の導入 | | 検討 | 検証 | 導入・運用 |
| 事業概要 | 通常業務の連絡・相談や情報共有及び、災害発生時の職員間の情報共有において、迅速な意思疎通を可能にするためチャットツールの導入を検討し、業務の効率化を図ります。 | | | | |
| 個別施策 | LGWAN※21占有管理システムの導入 | | 検討 | | 導入・運用 |
| 事業概要 | 道路、法定外公共物、河川の占有管理をシステム化し許可業務の効率化、正確性の向上を図ります。 | | | | |
| 個別施策 | 農地に関する現地確認システムの導入検討 | | | 検討 | |
| 事業概要 | 農地の作付状況の確認において確認業務の効率化を進め、職員や現地案内人の負担を軽減するため、衛星データを利用した現地確認システムの導入を検討します。 | | | | |
| 個別施策 | オンライン手続の実施 | | 検討 | | 実施・運用 |
| 事業概要 | 熊本県と全市町村で共同運用している熊本県・市町村電子自治体共同システム「電子申請サービス・LoGoフォーム」を活用して、町における各種手続等についてオンライン化を行います。 | | | | |
| 個別施策 | 町管理施設予約のオンライン化 | | 検討 | 検証・判断 | 導入・運用 |
| 事業概要 | 町管理施設の予約受付・貸出業務の効率化と住民サービスの向上のため、実証実験などを通して町管理施設予約システムの構築と電子錠の導入をすすめます。 | | | | |
| 個別施策 | AI議事録作成ツールの導入 | | 検討 | 検証 | 導入・運用 |
| 事業概要 | 会議等の音声情報について、AIが自動で文字起こしを行うAI議事録作成ツールの検討を行い、議事録作成業務の効率化を図ります。 | | | | |
| 個別施策 | 住民税業務AI-OCR※22導入 | | 検討・判断 | | 導入・運用 |
| 事業概要 | 住民税業務でのAI-OCRシステムによる紙帳票データ入力の一ストップ運用化により、手入力等の作業時間の縮減及び入力誤り等を防止し、税業務の効率化を図ります。 | | | | |
| 個別施策 | 登記課税連携システムの導入・構築 | | 検討・判断 | | 導入・運用 |
| 事業概要 | 固定資産税において、登記異動処理業務での紙媒体データ入力及びデータ解析が可能な登記課税連携システムの導入・構築により税業務のデジタル化、効率化を図ります。 | | | | |

3. デジタル基盤整備

(1) 業務基盤の整備

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | 自治体情報システムの標準化・共通化 | 検討 | 移行 | 運用 | |
| 事業概要 | 国が示す「自治体 DX 推進計画」に基づき、ガバメントクラウド※23の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 20 業務システムについて令和 7 年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行します。 ※対象20手続とは、住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票 | | | | |

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | テレワークの推進 | | | 検討 | |
| 事業概要 | 他自治体でのテレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン※24等を参考に、テレワークの導入・活用を推進します。 | | | | |

(2) 情報セキュリティ対策・体制の強化

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|----|
| 個別施策 | セキュリティ対策の徹底 | | | 実施 | |
| 事業概要 | 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底します。定期的に職員へのセキュリティ対策研修を実施し情報セキュリティ体制の充実及び強化を図ります。 | | | | |

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し | | | 実施 | |
| 事業概要 | デジタル庁が公表しているマニュアルや国における取組状況等を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを実施します。 | | | | |

4. くらし・産業の DX の推進

(1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|----|
| 個別施策 | デジタル技術を活用した少子高齢化や地域コミュニティの維持など地域課題への取り組み | | | 検討 | |
| | デジタル技術を活用した地域活性化への取り組み | | | 検討 | |
| 事業概要 | デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進。 | | | | |

(2) 地域防災・防犯体制の強化

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|-------|
| 個別施策 | 避難所運営支援システムの導入 | | 検討 | 検証 | 導入・運用 |
| 事業概要 | 避難所運営における検温・受付・避難者名簿作成・備蓄品管理のデジタル化により、混雑状況など住民への情報発信、受付時間の短縮、備蓄品の在庫管理など避難所運営の効率化を図ります。 | | | | |

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|----|----|
| 個別施策 | 防災無線システムの導入 | | 検討 | 導入 | 運用 |
| 事業概要 | 防災無線の整備更新及び、情報収集・配信システムを導入し、地域住民が避難指示等の災害関連情報をより共有できる環境を整備します。 | | | | |

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|-------|----|
| 個別施策 | 防犯カメラの設置 | | 検討 | 導入・運用 | |
| 事業概要 | 町営住宅全団地に防犯カメラを設置することで防犯対策の効率化をすすめ、地域の治安維持・向上を図ります。 | | | | |

(3) 地域ライフラインの維持

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|--|----|----|-------|----|
| 個別施策 | デマンド型乗合タクシー※25の導入検討 | | 検討 | 検証・判断 | |
| 事業概要 | 地域公共交通の維持・確保のため、デマンド型乗合タクシーの実証実験を行い本格導入に向け判断を行います。 | | | | |
| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
| 個別施策 | AIを活用した水道事業改善 | | 検討 | 導入・運用 | |
| 事業概要 | AIを活用した管路診断を実施することで、水道管漏水箇所の予測や布設替の優先順位を決定する。適切な管路更新により漏水等による突発的な修繕工事を軽減させ、水道業務の効率化と水道係職員の負担軽減をすすめ、地域への安定した水道サービスの提供を図ります。 | | | | |

(4) デジタルデバイド・各世代向け教育の実施

| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|------|---|----|----|----|----|
| 個別施策 | デジタルデバイド対策 | | | 実施 | |
| 事業概要 | デジタルの活用に不安がある住民に対し、スマートフォン等の使い方を教える講習会を開催することで、デジタル化から取り残されることがないようにし、住民の利便性向上を図ります。 | | | | |
| | 項目 | R6 | R7 | R8 | R9 |
| 個別施策 | ICT※26教育体制の強化 | | 検討 | 実施 | |
| 事業概要 | 学校教職員のICT活用力や指導力の向上を図ります。また必要教材の調達、民間企業からの講師の派遣などにより、小中学校において実施されているプログラミング授業が効果的になされるようにします。 | | | | |

用語解説

※1 DX (デジタル・トランスフォーメーション)

ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授によって提唱された。

※2 情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）により、各地方公共団体で使用している住民基本台帳や固定資産税などの 20 基幹系情報システムを統一化すること。

※3 AI (Artificial Intelligence の略称)

人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現および人工的な方法により実現したそれら機能の活用に関する技術「人工知能」のこと。

※4 RPA (Robotic Process Automation の略称)

これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。

※5 フロントヤード改革

住民と行政との接点を多様化・充実化して、住民の利便性を向上させる取り組み。デジタルも取り入れながら、庁舎空間を手続きの場から多様な主体との協業の場に変化させること。

※6 eLTAX

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

※7 テレワーク

ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※8 デジタルデバイド

パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力およびアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。

※9 BPR (Business Process Re-Engineering の略称)

既存の業務構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること。

※10 オープンデータ

国、地方公共団体および事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。

※11 ワーキンググループ

特定の課題や目標に取り組むために組織された部会・作業班・グループのこと。

※12 マイナポータル

マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

※13 キャッシュレス決済

現金を使用せずに支払いをすること。主な手段としては、クレジットカード、デビットカード、電子マネーやスマートフォン決済などがある。

※14 セミセルフレジ

顧客が商品のスキャンや支払いを自分で行うレジシステムのこと。

※15 AI チャットボット

チャット（対話）とロボットを組み合わせた言葉で、AI（人工知能）を活用した「自動応答サービス」のこと。AI が学習しながら回答を導き出すことにより、必要な情報に辿りやすく、的確に問い合わせ対応ができるようになる。

※16 SNS（Social Network Service の略称）

人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、登録制・会員制のオンラインサービスのこと。

※17 GIS（Geographic Information System の略称）

地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

※18 デジタル人材

デジタル技術に関する知識を有し、自社や顧客に対してデジタルによる業務やサービスの推進や索引ができる人材のこと。

※19 グループウェア

組織に所属する職員の情報共有やコミュニケーションを円滑にするなどの業務効率化を推進するためのシステム。スケジュール管理、施設予約、ファイル共有、電子メールなどの機能を有する。

※20 ビジネスチャット

業務連絡や業務の効率化を目的とし、ビジネスの用途に特化したコミュニケーションツールのこと。

※21 LGWAN（Local Government Wide Area Network の略称）

総合行政ネットワークのこと。都道府県や市区町村などの地方自治体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続する、行政専用のネットワークのこと。

※22 AI-OCR

人工知能により、画像データを自動で文字認識する技術のこと。

※23 ガバメントクラウド

中央省庁や独立行政法人、地方自治体などの行政機関が、行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにした「IT 基盤」のこと。

※24 セキュリティポリシーガイドライン

組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策を包括的に定めた文書のこと。

※25 デマンド型乗合タクシー

バスとタクシーの両方の良いところを兼ね合わせた、市区町村が運営する公共交通機関のこと。

※26 ICT (Information and Communication Technology の略称)

情報通信技術のことで、コンピュータ、インターネット、ネットワークなどの情報技術を利用して情報を作成、処理、伝達、保管、共有するために使用される技術の総称。



甲佐町 DX 推進計画

甲佐町企画課